

川口市内で看板の落下事故がありました いま一度 広告物の適切な管理を強化してください

令和6年7月24日、強風の影響で川口市内の看板が落下し、歩行者が重傷を負う事故が発生しました



川口市では、屋外広告物の安全管理を強化するため、屋外広告物条例において以下の規定を設けています

○点検義務について

- ・ 広告物は屋外広告士等の有資格者による点検が**義務化**されています
(※有資格者：屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等)

○点検対象について

- ・ 以下の広告物又は掲出物件以外の**全ての広告物**が対象です
(※対象外：貼り紙、貼り札、広告旗、立看板等)

○管理義務について

- ・ 表示・設置者、管理者に加え、**所有者、占有者**も広告物を良好な状態に保持する義務があります

倒壊や落下のおそれがあるものについては、**必要な措置**を行うとともに、一層の**適切な管理**及び**必要な点検**の実施に努めていただくようお願いいたします